

公益財団法人日本ソフトテニス連盟主催・共催大会における
動画・静止画撮影について

(公財)日本ソフトテニス連盟

1. 一般観客及び選手

(1) 観客席からの、動画・静止画の撮影を認めます。ただし撮影者個人でご利用いただく事を前提として認めます。商業利用目的や二次利用を目的とした撮影はご遠慮いただきます。

(2) **A:選手の動画・静止画撮影について**

SNS (YouTube 等を含む) へ投稿をする場合は、被写体となる選手の承諾が必要となるため、被写体となっている選手等の承諾を必ず得てください。

B:一般客の動画・静止画撮影について

撮影した動画を YouTube へ投稿することは禁止します。

【営利目的、商業利用目的(試合中の動画を利用して収益を得る活動等)での撮影、SNS への投稿は禁止します。選手・監督、審判、その他選手関係者を特定し、社会的評価を低下させたり、選手に不快感を与えるような目的や態様での撮影・投稿も禁止します。】

(3) ビデオカメラ等の固定位置は制限することがある。

(4) 状況によっては、動画・静止画の撮影を禁止する大会もあるが、その際は事前に通知します。

2. マスコミ関係

(1) スポーツ報道を目的とするメディア及びその関係者をマスコミ関係者とします。(日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会に加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員)

(2) (1)のマスコミ関係者は事前もしくは当日に取材申請を行い、(公財)日本ソフトテニス連盟が許可した方にのみ、試合コートエリアでの撮影を認めます。

(3) インターネットメディア(携帯サイト含む)単体での、テニスコート内での撮影は原則として認めません。なおテニスコート外での静止画撮影に関しては撮影を認めます。

3. 競技を行っているテニスコートエリアでの撮影

下記(1)~(3)の者の撮影は許可します。

(1) マスコミ関係者(2.(1)参照)

(2) 出場選手が所属するチーム。但し、スチルカメラ1台となります。

(注:ビデオカメラの持ち込みは認めません。ビデオ撮影はテニスコート外からとなります。)

(3) (公財)日本ソフトテニス連盟が認める者

①JOC、日本スポーツ協会報関係者

②都道府県、市町村等自治体関係者

③加盟団体広報関係者

④ オフィシャルサプライヤー広報関係者

(4) (2)の場合、撮影を希望するチームは事前に申請を行ってください。

(5) 撮影は指定された場所で行ってください。

4. 連絡先

(公財)日本ソフトテニス連盟 事務局 広報担当者 電話 03-6417-1654

マスコミ関係及びテニスコートエリア撮影申請書請求先 kouhou@jsta.or.jp

以上